

# 懸賞SA 解答 2024年 5月号

## 問1 正解①

憲法1条は、天皇の地位について、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と定めている。なお、明治憲法下の天皇は、「統治権の総攬者」であった。

## 問2 正解③

警職法6条1項における「危険な事態」は、「前2条に規定する」とあるように、同法4条及び5条に規定する事態をいうところ、これが認められるためには、人の生命等に対する危害や犯罪の発生する具体的な危険があることが必要とされ、一般的・抽象的な危険があるだけでは足りない。

## 問3 正解②

危難にさらされている法益については、刑法37条1項が列挙する「生命、身体、自由又は財産」に必ずしも限定されておらず、貞操又は名誉、国家的法益や社会的法益などもこれに含まれると解されている。

## 問4 正解⑤

逮捕状の緊急執行に当たっては、できる限り速やかに逮捕状を被疑者に示さなければならず、遅くとも勾留請求の時までに逮捕状を提示しなければならない（刑訴法201条・73条3項）。

## 問5 正解④

一般職に属する全ての地方公務員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様である（地公法34条1項）。

## 問6 正解④

犯行に使用された口座や携帯電話については、利用停止等を依頼し、犯行ツールを遮断するための措置を速やかに講じなければならない。なお、特殊詐欺に関しては、日々犯行の手口が巧妙化しているということを看過してはならない。

## 問7 正解③

立証三原則とは、立会人の確保、写真撮影、関係記録への明示のことをいう。なお、立会人の資格・要件として挙げられるのは、○立会人の趣旨が理解でき、証言能力を有する者、○警察職員以外の第三者、○事件に関する容疑性のない者、○資料の存在状態等を確認できる者、である。

## 問8 正解②

交通情報の提供に係る事務については、一定の条件を満たす法人に委託することができるものとされており（道交法109条の2第2項、同法施行規則38条の7第2項）、現在、全ての都道府県公安委員会において、当該事務の一部を、公益財団法人日本道路交通情報センターに委託している。

## 問9 正解⑤

主流派である「Aleph（アレフ）」は、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調しており、たとえ団体の存続のためであっても、「松本隠し」は許されないと主張している。そのため、松本の影響力の払拭を装う路線を唱える上祐派（ひかりの輪）との間で意見対立が激化し、その結果、内部分裂が生じたという経緯がある。

## 問10 正解①

最高裁判所は、最終審、最上級の裁判所として、東京都のみに設置されている。